

## 不適切な会計処理が発覚した場合の留意事項 ～会社として～

### 概要

平成 24 年 3 月 22 日付で、監査・保証実務委員会研究報告第 25 号「**不適切な会計処理が発覚した場合の監査人の留意事項について**」が公表されています。これは、監査人向けに纏められた留意事項ですが、会社としても大いに参考になるので、「不適切な会計処理が発覚した場合の対応スケジュールの概要」についてお伝えします。

こんなことを考えずに済むなら、それに越したことはないと思います。

軽くお読みください。

### 本文

#### 《不適切な会計処理が発覚した後のスケジュールの概要》

不適切な会計処理が発覚した場合、通常、限られた時間内での対応となりますが、上場会社の場合、金商法上の有価証券報告書等の提出期限後 1 ヶ月以内(3 月決算会社の場合で言えば 7 月末まで)に有価証券報告書を提出できないと上場廃止事由に該当するため、注意が必要です。ということは、監査人が監査手続きを完了して監査報告書を提出できる状況になっているかどうか、重要になります。

#### 《不適切な会計処理が発覚した場合のスケジュールの変更》

例えば、5 月上旬に不適切な会計処理が発覚した場合には、通常の決算スケジュールで決算手続きあるいは監査手続きを実施することは、困難になると予想されます。

会社法監査では十分な監査期間を確保するために、会計監査人には 4 週間の法定監査期間が与えられています。不適切な会計処理が発覚した場合には、より慎重に監査業務を実施する必要があるでしょうし、次のような理由から短時間で重要な監査判断を行わなければならない場合が生じます。過年度の財務諸表の検討や証券取引所への事前相談又は虚偽記載審査、行政当局の検査・調査、第三者委員会等から会計監査人を含む関係者に対するヒアリング等の実施等により、通常とは異なるスケジュールになってしまうからです。

#### 《不適切な会計処理が発覚した場合のスケジュールの変更に関する実務上の留意点》

不適切な会計処理の影響が大きいと判断される場合、会社では内部調査委員会、第三者委員会が組成され、調査結果が出るまでには 1 ヶ月は係ってしまいます。その後、会社が計算書類等を修正するという判断をすれば、その作成をし、会計監査人が監査を行うこととなるため、定時株主総会の招集通知発送に間に合わない可能性は極めて高くなります。

しかしながら、定時株主総会について、延期(総会の成立後、議事に入らないで別途の会日に変更すること)あるいは続行(議事に入った後、審議を一時中断して別途の会日に継続すること)という対応をすることが可能です。

ということは、監査人は、会社の定時株主総会で株主総会の延期又は続行の決議がなされた場合には、その後開催される、延会、継続会に合わせて、会社法の監査報告書を提出することになります。